

2005年10月17日

弊社集合住宅本部におけるアスベスト（石綿）の使用状況・対応について

昨今、マスコミ等の報道でアスベスト（石綿）による健康への影響が社会問題としてとりあげられています。弊社集合住宅本部におきまして、現在時点で把握しておりますアスベスト（石綿）を含む建材の使用実績及び今後の対応についてお知らせ致します。

1. 現在のアスベスト（石綿）を含む建材の使用について

現在、弊社集合住宅本部の標準仕様では、（※1）飛散性アスベスト建材及び（※2）非飛散性アスベストを含む建材は使用しておりません。

※1 主に、鉄骨の耐火被覆材として使用されていた、石綿を含有している吹付け材などの建材です。

※2 スレート系屋根材・窯業系外壁材（サイディング）・窯業系軒天材および破風材等の建材で、アスベスト繊維がセメント等で固定されていることから、通常の居住での使用においては、アスベストが飛散する可能性は低いと言われている建材です。厚生労働省H.Pの掲載にもありますが、「アスベストは、その繊維が空气中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省告知）」と報告されています。

2. 過去のアスベスト（石綿）を含む建材の使用について

過去に於いて、当本部では飛散性アスベスト製品は使用しておりません。

ただし、（※3）一部標準仕様として非飛散性アスベスト建材を使用しておりました。

※3 平成16年5月以降の標準仕様からアスベスト（石綿）を含まないものに切り替えております。

※ ご参考

「建築物内でアスベストを含有する建材からアスベスト繊維が浮離していなければ、建築物内の空気は一般環境大気と同じ程度の濃度と考えられる。」（厚生労働省ホームページ平成17年7月29日付「アスベスト（石綿）についてQ&A」昭和63年2月1日付 環境庁大気保全局大気規制課長・厚生省生活衛生局企画課長通知より抜粋）

3. 解体・撤去工事について

アスベストを含有する建材を使用した建物の解体・撤去工事等を実施する場合、アスベストの飛散防止措置をとるなどの専門的な作業を行う必要があります。当社が行なう解体・撤去工事は「石綿障害予防規則」に準拠して実施しております。解体及びリフォーム工事をご計画のお客様は当社へご相談いただきますようお願いいたします。

4. 今後の対応について

法令を遵守しながら関係省庁・業界団体・建材製造会社などと連携の上、対処して参ります。

<お問合せ先>

オーナー様及びご入居者様へ

お問合せにつきましては最寄の集合住宅本部各営業部の「お客様センター」まで
お願い致します。

東京営業部 お客様センター 03-6730-3596
大阪営業部 お客様センター 06-6538-4600
名古屋営業部 お客様センター 052-973-0671

<本件リリースに関するお問合せ>

住友林業株式会社
コーポレート・コミュニケーション室 佐野
TEL 03-3214-2270